

「指定（介護予防）訪問看護」重要事項説明書

介護保険（訪問看護・介護予防訪問看護）・医療保険 共通

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービス（以下、「当サービス」といいます。）について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明します。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 当サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 Ki・Zu・Na
代表者氏名	代表取締役 中本 真一ジェームス
主たる事業所の所在地 （連絡先及び電話番号等）	静岡県裾野市岩波 105 番地の 1 アークハイツ 102 （電話：055－997－3700）
法人設立年月日	令和 5 年 8 月 4 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

（1）事業の概要

事業所の名称	つなぐ訪問看護リハビリステーション
事業所所在地	静岡県裾野市岩波 105 番地の 1 アークハイツ 102
介護保険指定事業者番号	2261490078
管理者の氏名	内田 夕貴
事業所の通常の 事業実施地域	裾野市、御殿場市、小山町、長泉町、三島市、清水町、函南町、沼津市（静浦・内浦・西浦・戸田地区を除く）
電話番号	055－997－3700
FAX 番号	055－997－3701

（2）事業の目的、運営方針

事業の目的	住み慣れた自宅や、その他住宅での医療を必要とするご利用者様・ご家族に対して、看護師等が訪問し、療養上の世話や診療の補助を行い、自立した日常生活を営むことができるよう、支援することを目的とします。
-------	---

運営の方針	経験・知識・人柄を重視した優れた人員の確保と教育指導を徹底し、質の高い医療サービスを継続的に提供できるよう努めます。また、ご利用者様とご家族にいつでも寄り添い、思いや考え方を尊重し、地域の保険医療、福祉との連携のもと総合的なサービスを提供します。
-------	---

(3) 営業日及び営業時間

営業日	平日（月曜日から金曜日）
営業時間	午前9時00分から午後6時00分まで
休業日	土・日・祝日及び年末年始（12月30日から1月3日）

(4) 職員の職種、職員体制（令和6年4月1日時点）

職種	従事する業務内容	人員		
		常勤	非常勤	計
管理者	職員管理業務	1名 (看護職員と兼務)		1名
看護師	サービス利用の受付 (介護予防) 訪問看護計画の作成 (介護予防) 訪問看護サービスの提供	7名	1名	8名
准看護師		1名		1名
理学療法士		2名		2名
作業療法士		1名		1名
言語聴覚士				

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの種類

- ① 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
- ② 日常生活の看護（清拭・洗髪等による清潔の保持、褥瘡の予防、排泄介助、食事指導など）
- ③ 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防、手足の運動）
- ④ 医療処置・治療上の看護（カテーテル類の管理、褥瘡の処置等）
- ⑤ 介護相談（療養生活や介護方法、医療・福祉サービス利用について等）
- ⑥ 認知症・精神疾患の看護（相談・助言、内服管理）
- ⑦ 終末期の看護

(2) サービス提供方針

- ① （介護予防）訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅医療が継続できるように支援します。
- ② （介護予防）訪問看護の実施にあたっては、関係市町、地域の医療、保健、福祉サービスとの密接な連携を図りながら、協力と理解のもとに適切なサービスの提供に努めます。
- ③ 終末期の看護の実施にあたっては、「人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者及び利用者の家族と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、居宅介護支援事業所等や主治医、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者と十分な連携を図り対応します。

（３） サービス提供の記録等

- ① サービスを提供した際には、電子カルテにサービス内容を記録します。
- ② 主治医の指示に基づき、利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて、療養上の目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載した（介護予防）訪問看護計画書を作成します。
- ③ サービス提供の状況や目標達成等の状況について記載した（介護予防）訪問看護報告書を作成し、主治医や居宅支援事業所等へ提出します。
- ④ 利用者に関する訪問看護の記録は、完結の日から５年間保存します。

（４） 看護職員の禁止行為

看護職員はサービス提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などのお預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う、宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

（５） 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

- ① サービスの利用料及び利用者負担額は別紙料金表のとおりです。
- ② 適用する介護保険もしくは医療保険の利用者分をお支払いいただきます。
- ③ 保険適用を受けないサービス、その他の費用は全額自己負担となります。
- ④ お支払いの確認が取れましたら、お支払い方法の如何によらず領収書を発行いたしますので、必ず保管していただくようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

(6) その他の費用について

キャンセル料	1 利用者がサービスを終了する際には速やかに担当看護師又はステーションまでご連絡ください。	
	2 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日 13 時までにご連絡ください。サービス利用前日（前日が休業日の場合はその前営業日）の営業時間内にご連絡があればキャンセル料は発生しません。当日のキャンセルは、下記のとおりキャンセル料を申し受けることとなります。ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合にはキャンセル料は不要です。	
	内容	金額（外税）
	30 分までの訪問予定の場合	3,000 円
	60 分訪問予定の場合	5,000 円
	90 分訪問予定の場合	7,000 円

(7) 費用の請求及びお支払い方法について

利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	当月の利用料を翌月 20 日までに、当月のサービスの提供日、サービスの内容、利用料等の内訳を記載した請求書をお渡しします。
利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法	・ 毎月 27 日までに当月の利用料を、口座振替、現金払い、もしくは振込にてお支払いいただきます。 ・ 口座振替日は毎月 27 日です。27 日が土日祝日の場合は翌営業日になります。 ・ 振込によるお支払いを利用される場合、振込手数料は利用者負担となります。

4 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

5 事故発生時の対応方法について

利用者に対する当サービスの提供により事故が発生した場合には、市町、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 公益財団法人 日本訪問看護財団

保険名	あんしん総合保険制度
保険種類	ステーション賠償責任保険

6 居宅介護支援事業所等との連携

- ① 指定（介護予防）訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業所等及び保険医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明書に基づき作成する「（介護予防）訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で、居宅介護支援事業所等に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業所に送付します。

7 相談窓口、苦情対応

- （１） サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当事業所相談窓口	電話番号：055-997-3700 Fax 番号：055-997-3701
	メールアドレス：kizuna@tsunagu-s.com
	担当者：中本 真一ジェームス
	対応時間：月曜から金曜日の※9：00～18：00（年末年始、祝日を除く） ※メールは24時間受付

- （２） 次の公的機関においても苦情申し立て等ができます。

静岡県国民健康保険団体連合会	所在地	静岡県葵区春日 2 - 4 - 34
	電話	054-253-5590
	対応時間	9：00～17：00（平日）

裾野市 介護保険課	所在地	静岡県裾野市佐野 1059
	電話	055-995-1821

御殿場市 長寿福祉課	所在地	静岡県御殿場市萩原 483
	電話	0550-82-4134

小山町 福祉長寿課	所在地	静岡県駿東郡小山町藤曲 57-2
	電話	0550-76-6669

長泉町	所在地	静岡県駿東郡長泉町中土狩 828
-----	-----	------------------

長寿介護課	電話	055-989-5511
-------	----	--------------

三島市 介護保険課	所在地	静岡県三島市北田町 4-47
	電話	055-983-2607

清水町 福祉介護課	所在地	静岡県駿東郡清水町堂庭 210-1
	電話	055-981-8213

函南町 福祉課	所在地	静岡県田方郡函南町平井 717-13
	電話	055-979-8126

沼津市 長寿福祉課	所在地	静岡県沼津市御幸町 16-1
	電話	055-934-4873

8 その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いは行いません。
- ② 看護師等は、保健制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外の業務（洗濯・掃除等）を行うことはできません。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等の提供はお断りいたします。
- ④ 気象庁による警報発令時、または大雨、強風、積雪等の悪天候、自然災害により、サービスの実施が著しく危険であると、事務所が判断した場合には、事業所からの申し出により、曜日の変更及び時間変更をお願いする場合がございます。
- ⑤ 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合には、速やかに事業所に申告してください。
- ⑥ 暴力、暴言、ハラスメントは固くお断りします。
- ⑦ ペットはゲージに入れる、リードをつなぐ等のご協力をお願いいたします。